

令和5年6月26日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン及び 武田社ワクチン（ノババックス）の有効期限の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。概要は下記の通りであり、本ワクチンを取り扱う医療機関におかれましては、地元行政からの案内等にご留意をお願いいたします。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○今般、武田社ワクチン（ノババックス）の有効期間が9か月から12か月に延長されたことを踏まえ、同ワクチンの取扱いの追記がなされたこと。

・別添6（国事務連絡参照）で示されているロットNoの同ワクチンのバイアルは、延長前の有効期間（9か月）を前提として印字されている有効期限より長い有効期間（12か月）のものとして取り扱うこと。

・同ワクチンについて、同社は有効期間延長に向けて更なる安定性試験が実施しており、有効期限が令和5年7月25日となっている未使用のワクチン（ロット番号：「NP009」）は、改めて別途連絡がなされるまでの間は有効期限を迎えても廃棄することなく、引き続き2～8℃の温度帯で適切に保管し、有効期間が延長された場合には、再び活用できるようにすること。

【厚生労働省ホームページ（新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html



【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)